

第24回世田谷区農業委員会総会

日：令和元年7月29日（月）

場所：世田谷区役所第二庁舎第4委員会室

第24回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和元年7月29日（月）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第4委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 宍戸幸男、池亀宏、田中宏和、荻部嘉也、
田中光男、橋本隆男、永井潔、山崎義清、高橋敏昭、上野博、渡邊武彦、森
安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、岡本のぶ子、真鍋よしゆ
き、菅沼つとむ

欠席の委員：佐藤満秀

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、
主事 関智秋
都市計画課長 清水、都市計画担当係長 柿澤

午後 2 時 57 分開会

○事務局 定刻前ではございますが、欠席の委員 1 人を除きまして全員おそろいになりましたので、ただいまより第 24 回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

本日は次第 5 の協議事項(2)にありますとおり、東京都市計画生産緑地地区の変更についての協議がございます。関係人として世田谷区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員から説明させていただき予定でございますが、ご承知おき願いたいと思います。また、都市計画課の職員の公務の都合上、説明は順番を変更いたしまして、最後の次第 7 のその他の事項が終了した後にさせていただきたいと思いますので、合わせてご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

それでは、次第 2 の会長挨拶から進めさせていただきます。高橋会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長 まず、本日の出席委員ですが、佐藤満秀委員が欠席ということで連絡が入りましたが、過半数の出席がございますので総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、真鍋よしゆき委員と永井潔委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第 1 号議案はございません。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条はなく、農地法第 5 条が 3 件となっております。

それでは、事務局から報告願います。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料 No. 1-1 をご覧下さい。

第 2 号議案農地法第 5 条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号 31-5-5。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1 枚おめくりいただきまして、資料 No. 1-2 でございます。

受付番号 31-5-6。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No. 1-3に移らせていただきます。

受付番号31-5-7。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 質問がないようですので、第2号議案は終了といたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが8件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査についてが1件、都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてが3件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが1件ございます。

本日は貸借円滑化法の案件がありますが、市民農園の経過については、全ての議案が終了後に事務局から報告してもらいますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。8件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました上野博委員、結果の報告をお願いいたします。

○上野委員 7月19日に事務局2名と対象者の〇〇さんに会いました。まず第1点としての農地の経営状態ですけれども、〇〇さんは年間約350日、〇〇さんが200日、ご夫婦で営農しています。そして、どのようなものを販売しているか。この地域が全部クリの畑になっています。全面にちゃんとクリがきれいに並べて植えてありまして、あと、これは〇〇さんに教えてもらったんですけれども、下を全く乾燥させてしまうとクリによくないので、

以前も農地調査のときに行った、わざと雑草を残したところがありますよね。なぜそれができるかといったら、専用の機械があるんです。管理機の大きいもので小まめにやっているの、だからいつも決して雑草は死んではいないんですけれども、頭が常にちょんちょん切れている状態で、ちょっとした大きな芝のような感じで管理されています。

実際にどのように販売しているかという、これは私も見たことがあるんですけれども、ちょうどご自宅の公道に面しているところに販売のケージみたいなものができてまして、そこに、9月から10月になると必ず、毎日曜日なんですけれども、今度はいついつ、何時から何時、クリの販売をしますと。それも私は実際車で見たことがあるんですけれども、それを大体1カ月ぐらいやって、売り切るそうです。かなり大量にとるらしくて、実は〇〇さんの家の宅地の中に専用の冷凍保存庫、それで聞いたら、これは確かにほかの野菜を売っているときにも使えばいいんですけれども、ただそれはもったいないので、クリのときだけ。冷やして熟成させるそうです。しかもかなりの量があるので、品質を落とさないようにして大体1カ月ぐらいで販売すると言っていました。ですから、まず、特に管理状態が非常によく、下草をどうやっているかという、その専用の機械でやっているのを初めて見せていただきました。ですから、非常に管理状態はいいです。私もずっと農地パトロールをここ2年ほどやっていますけれども、ここはきれいです。ですから、適切に営農していると言っていいと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたらお願いいたします。質問でも結構です。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ございませんか。それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 この件について調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

○永井委員 それでは、報告させていただきます。

7月19日、事務局2名、それとあと、〇〇さんの後継者でおられます〇〇さん立ち会いのもとで調査してまいりました。〇〇さんにつきましては、病弱のため当日は欠席ということでございます。農作物を作っておられるんですけれども、やはり今、季節柄、オクラとかインゲン、トウモロコシ、サツマイモ、あと、キュウリ、ナス、トマト、もろもろを作っておられました。そして、出荷先につきましては、ファーマーズマーケット一本でやっておられ、あとは自家消費ということでございます。農作業の従事関係なんですが、〇〇さん夫婦と、あと〇〇さんがおられまして、3名で農作業を行っております。畑の管理状況なんですが、畑の方もしっかりと除草されておられまして、管理状況は良好でございます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目になりますが、この案件は農業委員である〇〇委員からの証明願となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中は退席していただきます。

それでは〇〇委員、審議の間ご退席をお願いいたします。

[〇〇委員 退席]

○高橋会長 それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されました上野博委員、結果の報告をお願いいたします。

○上野委員 7月19日金曜日に事務局2名と、この対象地で〇〇さんにお会いしてお話を伺いました。

まず、経営状態ですけれども、〇〇さんと〇〇さんが年間約350日で、〇〇さんと〇〇さんはそれよりも少ないということですが、家族経営、延べ4名で営農しております。そして、生産状況ですけれども、見たときには、そこに栽培されていたのが、全面使われていまして、エダマメ、サトイモ、ウコン、カボチャが植わっていました。販売経路につきましては、直売所と庭先販売だそうです。〇〇さんのところはいつ見ても、かなり気合いを入れて管理したか分かりませんが、雑草はゼロでした。極めて良好です。

以上です。

○高橋会長 では、この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

それでは、〇〇委員に入室していただきます。

[〇〇委員 着席]

○高橋会長 次に、4件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、この件について調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○永井委員 報告させていただきます。

7月19日、事務局2名立ち会いのもと、〇〇さん本人の立ち会いということで調査してまいりました。農作物なんですけど、ピーマン、トマト、カボチャ、サトイモ、あと、ナス

とかアスパラ、ラッカセイ等、もろもろを作っておられまして、販売先は全て自分の家の庭先販売ということで、少量多品目を目標にしてやっておられます。農作業につきましては、相続人の〇〇さん、それと後継者がおられまして、この2名でやっておられるということでございます。畑の管理状況なんですけど、本人も結構若くてやる気もありますので、非常によく管理されておりました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいでしょうか。では、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました渡邊武彦委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 7月17日に事務局さん2名とともに伺いまして、相続人の〇〇さんにお会いしまして調査を行いました。農業経営は、被相続人の〇〇さんが亡くなられてからは、〇〇さんと〇〇さん、あと〇〇さんということで女性3名で、〇〇㎡ぐらいですから結構大変だということで、特に支柱が刺さらなくて、力仕事はちょっと困難だなというお話をされておりました。作物はトマト、ナス、キュウリ、サトイモ、インゲン、シシトウ、その他若干ございまして、一通りの夏野菜が全て栽培されている状況でした。販売につきましては庭先販売ということで、自宅の前なんですけれども、陰になるということで泥棒が非常に多くて、軽トラを横づけにして持っていかれてしまうということで、5000円を売り上げれば1500円は被害に遭われているというお話をされておりました。肥培管理なんですけれど

も、このところ雨が大分多かったせいで、若干雑草が出ていますけれども、概ね良好でした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

それでは、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、6件目になりますが、この案件は農業委員である〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中に退席していただきます。

それでは、〇〇委員、審議の間ご退席をお願いいたします。

[〇〇委員 退席]

○高橋会長 それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○佐藤(治)委員 7月19日に事務局2名と現地の畑を見せていただきました。立会人は〇〇さんです。作っているものは、ナス、トマト、エダマメ、インゲン、ネギ、トウモロコシ、サトイモ、あとほかにもたくさん作っておりましたけれども、目についたのは以上でございます。そして、〇〇さんが作って〇〇さんが収穫してきたものを荷づくりして庭先でほとんど販売してしまうと。あとは、何かいろんなイベントがあったときに協力をしているということでございます。かなりの量を作っていると思うんですけれども、庭先が駅に近いということもあるんだと思いますけれども、ほとんど庭先で売ってしまうと。行った日も大変よく管理されていると思いました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

では、○○委員に入室いただいて下さい。

[○○委員 着席]

○事務局 では、7件目を説明させていただきます。お手元の資料No. 2-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました三田浩司委員、結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 7月17日、事務局2名と調査に行っていました。応対して下さったのは○○さんで、営農は○○さんがほとんどを行っているということです。畑は線路沿いにあるんですけども、高圧線の電線の鉄塔が中に立っていて、その上を高圧線が通っているというところで、それを作ったときに畑に石が入って困って、それがなかなか抜けないとちょっと嘆いていらっしゃいました。

作っている作物は、畑全体はウメの林が約○分の○の面積、残りは野菜畑を中心として、夏野菜は今、ネギとトウモロコシ、サトイモ、ヤツガシラが中心として植えてありました。どちらかというところ少し作物が少ないですねみたいなことを言ったところ、いやいや、これは抜いた後ですと。冬になると大根と白菜を中心として、どちらかというところネギも好きなので、そういうものを中心として畑に植えるとおっしゃっていました。雑草はきれいに刈られていて、その意味では良好だと思います。悩みの事項というのは、工事があったときに石が入ってしまって、それを抜くのになんか苦労しているとおっしゃっていました。販売に関しては、基本的には庭先販売、及び昔からの親類とかご近所の方にそういうものを配っているとおっしゃっていました。

以上です。

○高橋会長 ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

最後になります。8件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました渡邊武彦委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 7月17日に事務局2名と伺いまして、相続人の〇〇さんにお会いしまして調査してまいりました。筆数で〇つなんですけれども、クリ畑が〇カ所ございまして、先程上野委員がおっしゃられた畑とは違いまして、私も下草がないクリ畑はほとんど見たことがないんですけれども、年間を通してほとんど草がない、常に機械で刈り込んでいると言うんですけれども、刈り込んでいるにしては本当に地面だけなんです。〇カ所でクリが〇本から〇本、それ以外にレモン、カキが〇本、〇本ぐらい、それがメインでして、販売は全て市場出荷されているということです。肥培管理は、先程申し上げましたとおり下草がほとんどなくて、非常に良好な状況でした。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 では、意見がないようですので、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1件ございます。それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されたのは佐藤満秀委員ですが、欠席のために、事務局より代読願います。

○事務局 それでは、代読させていただきます。

調査実施日につきましては、令和元年7月14日午前11時に30分程度行いました。対応は、今回の申請者である、亡くなった主たる従事者であった〇〇さんの息子さんの〇〇さんでございました。亡くなった方が主たる従事者であったことにつきましては、農業従事者は〇〇さんで、近年、骨折により農地管理レベルの農業従事に滞りがありましたが、本年については実質〇〇日ぐらいの農業従事日数とのことです。小作関係の有無につきましては、小作関係はなく、申請地に係る紛争の有無につきましては、近隣との農地環境によるトラブルもなく、所有に当たって全く問題ない生産緑地であることを確認したところです。なお、生産緑地には、つるなしインゲン、コマツナ、トウモロコシが全体の〇割ほどの面積に栽培されていたところです。全体的に肥培管理はきちんと実施されており、施設等も一切設置されておらず、ほとんど完璧に管理されていると思われたという報告をいただいております。

代読を終わります。

○高橋会長 ありがとうございました。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございました。証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

す。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査についてを上程いたします。

事務局から説明を願います。

○事務局 それでは、資料に入らせていただく前に、こちらの案件につきましては、市民農園という形ではなくて、借受人がみずから耕作の事業の用に供するという形での貸借の案件ということでお聞きいただければと思います。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について。

(事務局より、申請地、申請内容などについて説明)

最後に、本件対象の農地につきましては、生産緑地ではありますが、納税猶予は受けていないことをご報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました三田浩司委員、結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 まず、畑の状況について簡単にお話ししたいと思います。

7月17日に現地調査へ行きました、〇〇さんご本人立ち会いで、事務局の方2名、それから借受人の〇〇さんがいらっしゃいました。畑自体は、非常にきれいに整備された畑で、この資料で言うと19ページを見ていただくと分かりやすいかもしれませんが、北側のハッチングしてあるところを貸す形になっているんですけれども、南の方は果樹園、ハッチングしたところが野菜畑になっています。これを3区画に分けてローテーションを組みながら作物をやっていくという計画になっているそうです。まず現状として報告したいのは、非常に肥培管理もよく、きれいに耕作されている農地であるということでした。

実際にヒアリングの中で我々が審査しなくてはいけない要件についてどうかということですが、調査票の要件に該当しているかどうかを確認しました。

もう1つ、ここは納税猶予地ではありません。合わせて、今、隣に生産緑地でない土地があるんです。そこは生産緑地ではありませんのでトイレとかが作れるので、そこを実際には利用してもらおう計画としていると、借受人からは説明を受けました。

そのような状況から見ますと、資料の20ページに書いてありますが、このチャートで見ますと、丸をつけておいて下さっているんですけれども、その要件を満たしているとは思いました。21ページの該当するところ、さっき言ったように、1の(2)と2に該当して

いるので、これは都市農地の機能を発揮する要件を満たしていると思います。

以上です。

○高橋会長 よろしいですか。それでは、ご意見はございますか。

○高橋（良）委員 今見たばかりでよく分からないんですけども、これは借受人が農地を借りて、今、(2)の「都市住民が農業を体験する取組みや」というところに該当することだったんですけども、〇〇みたいに区画を分けて貸し出すというのとは違うんですか。

○三田委員 営農計画のところにあるように、畑全体で、例えばですが、まだ決まっていないんですけども、企業等の福利厚生の一環として借りてもらって、その畑全体をトウモロコシ畑にしますよとか、大根を売りますよというような形にして。

○高橋（良）委員 市民農園とは違う形なんですか。

○三田委員 区画を細かく分けません。その指導は借受人がやるような形です。9ページに書いてあるんですけども、体験農園のような形で、貸付人である〇〇さんご自身はそれがちゃんとできているかどうかを監視するという意味で、年間40日以上に多分なと思うんですけども、見て回るという形になっています。

○高橋（良）委員 では、市民農園のような形とはちょっと違うんですね。

○三田委員 そうですね。企業等で借り受けるような感じに近いと思います。ただ、やるのは借受人が実際に管理をするという形になります。

○真鍋委員 今ので半分ぐらいは分かりましたが、3ページの口の(1)で「農園借入者を法人とし」、借受人がまず借りるけれども、そこから今度はまた借入者がいて、それが法人、会社とかに貸して、その会社の福利厚生として使ってもらうということは、借受人が借りるけれども、又貸しというのかな、管理はするけれども今度こっちに行くという解釈。私は、これは農園借入者と農地借受人は同一かと思って読んでしまったのですが、これは違う訳で、農園の借入者というのは、あくまで農地を借りている借受人からまた次に借りた者を農園借入者という表現にしているんですね。それは個人ではなく法人であるということですね。その法人の社員向けの福利厚生として農園を活用するという解釈ですよ。

○事務局 ここの表現が農園借入者となっておりますが、農園利用者ですね。そうでないと又貸しになってしまうので、あくまで申請者である法人が借りて、それで体験利用させる。企業がそこを利用して、体験するというところなので、表現が借入者じゃなくて利用者ですね。「農園利用者を法人とし」というところです。

- 真鍋委員 その訂正があれば理解できました。
- 高橋（良）委員 では、あくまでも借りているのは借受人ですか。
- 事務局 借受人が借りています。
- 高橋（良）委員 この法人というのは2次契約者じゃなくて、あくまでも借受人がメインということで。
- 高橋会長 そのとおりです。普通は個人が借りるんですけども、個人のかわりに法人が借りるということになります。
- 田中（光）委員 賃料は出ているんですか。
- 真鍋委員 出ています。12ページ。
- 池亀委員 パンフレットの2ページ、(1)から(4)のいずれかに該当することというんだけれども、今言ったお話だとどれに該当することになるんですか。
- 三田委員 1の(2)に該当することになります。
- 池亀委員 法人が云々という話だったけれども、法人が云々だとこれに該当しないのではありませんか。「都市住民が農業を体験する取組みや申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図る取組みを実施する」、これが今言ったどこかの会社の法人にやらせるということですが、解釈としてその法人でこの(2)に該当しますか。
- 事務局 これについて、農水省に該当するかを聞いてみたところ、該当するのではとの見解でした。この法律自体、もともと規制法ではなくて、円滑化で貸借してどんどん使ってほしいという法律になっておりますので、「都市住民」という定義に「企業の社員」も含まれるという解釈であります。また、企業社員が、福利厚生の一環で農園を利用するという事業は、ここに例で書かれている観光農園に近い形というところで読み取れるのではないかと考えております。
- 山崎（節）委員 まず、借受人が借ります、それを法人が利用しますということで、その畑の肥培管理は借受人がやるんですか。それとも利用する法人がやるんですか。
- 三田委員 借受人がやります。
- 山崎（節）委員 そうすると、法人はただ、肥培管理したものを、でき上がったものを収穫するとか、その程度のことを農業体験させるということなんですね。ただ、そこで問題なのは、借受人が〇〇円の地代を払って法人に福利厚生事業として利用させる場合、お金を取るのかどうなのか、そこは1つ問題があると思うんです。その関係はどうなるんですか。

- 事務局 借受人と企業との話なので、こちらでは把握しておりません。
- 山崎（節）委員 私はそこが1つ問題だと思うんです。借受人がそういう金もうけができるのか。法律などで縛りがあるのではないかと。
- 高橋会長 借受人として、金もうけしてはいけないということはないんですよ。
- 山崎（節）委員 そうすると、金は取らないということになると、またそれも問題だよ。特定の法人に便宜を図っているということになる。
- 真鍋委員 内容がかみ合っていないので整理した方がいい。
- 三田委員 間違っていたら申し訳ありませんが、まず1つは、借受人は、利益を上げてはいけないのであって、必要経費を払ってもらうには問題ないんですよ。
- 山崎（節）委員 ○○円で法人に貸せば利益はゼロの形になるんですが……。
- 三田委員 肥培管理をやるのと人件費の分とかを出してもらわないと困ってしまうんです。
- 山崎（節）委員 人件費、そういうものをプラスして何万円か、借受人が設定したんですけれども、その相場が世間一般で考えられる値段より安ければ、利益をその法人に借受人は与えていることになる訳でしょう。そうならないですか。世間一般で、○○は別にしても、土地を借りてやるということになれば。
- 高橋会長 その点は事務局は答えられますか。
- 真鍋委員 適正なのかという。
- 山崎（節）委員 それが適正かどうか、なかなか難しいんですけれども。
- 事務局 今のお話というのは、貸付人と借受人との賃料というところの話ですか。
- 山崎（節）委員 そうじゃなくて、借受人と利用者である法人との。
- 事務局 そこについての情報は、杓子定規になってしまうんですけれども、今回の審査項目として入ってこないんで、その情報を出して下さいということになると、そこは市民の情報になってしまいます。
- 山崎（節）委員 又貸しの部分まで農業委員会が議論する必要はないということになる訳ですか。それも何か、農業委員会は何だという話になってしまう。
- 事務局 ただ、農業委員会で審議する内容としては、申し上げたとおりです。
- 高橋（良）委員 例えばこの中の縛りで、都市住民がという書き方になっているでしょう。そうすると、例えば借受人が借りて、借受人の地域にある企業に貸すとかそういう縛りも何もないということですよ。どこでも貸せるという意味ですよ。そうすると、ど

うなるのか。

○三田委員 それは相互性で、例えば私が前にいた会社は、茨城県の休耕田を借りてとかそういうこともやったりするので、お互いトータルなジャパンとしてそういうものをやればいいだけの話であって、それは問わない。それは実質的に合理的にならないかもしれないけれども。

○池亀委員 そうすると、農業委員会でどこの点を議論するというか。

○山崎（節）委員 それはもうこの契約まで。

○三田委員 借受人の契約が正しいか。

○高橋（良）委員 今回の借受人だから農業委員会で議論する訳でしょう。

○池亀委員 契約までということになると、要するにその契約自体がそれに沿っているか沿っていないかという話になる訳ですよ。そうすると、そこのところは沿っていない訳だから、質問したりしている訳だけれども、そこが関係ないということになると、どこになる訳ですか。

○事務局 基本的には、先程のパンフレットの要件がやはり審査項目になってきますので、ここが満たしているかどうかということが農業委員会として決定するというところの審査項目です。

○菅沼委員 だから、パンフレットのとおりになっているか。

○池亀委員 ただ、パンフレットの1の(2)に書いてあることが、農水省に確認をしたとおっしゃっているからそうなのかなとも思うけれども、私の頭ではそこに該当しているとは思えない。それプラス、借受人がまた法人に貸してという話になってくると、余計該当しないような……。

○事務局 法人に貸す訳ではないです。利用させるという話なので、あくまで借りるのは借受人で、法人は利用させてもらうということになります。

○池亀委員 ただ、その際に、費用だとか賃料だとかは、この農業委員会はない。月に100万取って、1,200万取ろうが何しようが、私らはタッチしなくていい訳ですか。

○三田委員 それはさっき申し上げたように、借受人はそれはできない、そういうもうけを上げることはそもそもやってはいけないことになりますので、それはないであろうと強く推測される。

1の(2)のところですけども、都市住民の農業体験というもので法人に貸すというやり方は非常によいやり方だと私は考えます。企業の福利厚生というもののにのっって都市住民

に農業を体験させるということは、自分自身もサラリーマンをやっていた経験からいって、非常によい。家族でやっても非常によい。これで都市農業を普及させていくというのは、非常にコストを払ってやってもいいくらいだと私はすごく感じます。

○池亀委員 それは、借受人がやればおっしゃるとおりだけれども、そこからまた違うところに行く訳だから、それだったら借受人が入らない方が、前の市民農園のケースと同じで仲介の形で——今回の借受人がそこで入る必要はあるんですか。

○三田委員 1つ一番大きいのは、ここの農地の所有者である〇〇さんが営農を続けていくという要件を満たしていくことな訳です。貸して指導していくことによってその次につなげていくという要件を満たしている訳ですよ。そういう意味であれば、そういう形で、しかも、畑を小分けに使うのではなくて、大きい形で使っていく、そういうことができるのは今のところは今回の借受人で、そういう提案を借受人側はきつしたんだと思うんですけれども、それは1つのモデルとしてはあります。

つまり、逆に言うと、今、そういう仲介の業者というものは、個別の〇㎡とか〇㎡ぐらい、この後出てきますけれども、そういうもので貸してやろうというビジネスモデルになっている訳ですけれども、そうしてしまうと畑が小分けになってしまって、何か抵抗がある農業者は結構多いかなと思うんですけれども、そういうものを担保しながら次代に受け継いでいく1つのやり方としては十分あり。それをやれるのは、今はここの要件を満たす今回の借受人という主体として有力なものが出てくるんだと思います。

○真鍋委員 ちょっと整理させてください。先程言われたこのパンフレットの2ページの1の(2)に該当すると言われていて、その一番最後のところに〇〇と書いているので、私は単純にもうこれが適用なのかなと思ったんですが、さっきみたいに確認したところ、拡大解釈だとか言うから今混乱しているように私は思います。これは単純に〇〇はそれぞれのルールに基づいてちゃんとやる、コンプライアンスを守るべき組織だから、そこはこの(2)でもう問題ないんだという解釈をしなければ、この可能性があった場合、高ければこっちに便宜を図り、安ければこっちに便宜を図りというさっきの議論にもまた行ってしまうので、そういうものも考えているからこそ〇〇となっていると私は思います。だから、そうであるならば、これはこれでクリアされるんじゃないかなと思うのですが、ここの確認をお願いします。

ただし、計画を世田谷区長宛てに出している訳ですよ。これは写しですよ。写しの中の3ページ、先程私が指摘した「農園借入者を法人とし」、これは違って、農園利用者でし

よう。農園体験者でしょう。これは、借りた人間がまた借りるという文章になっているから、これ自体、公式の文書として間違っているじゃないですか。間違った文書を出されたのを今日の委員会で認めるということが妥当なのかどうか私は分からない。もう1度この契約書を取り交わして、「借入」というのをその文字に変えなければ本当はいけないのではありませんか。この2つ、確認です。

○高橋会長 事務局としてはどう考えますか。

○池亀委員 今の件で確認していいですか。今、真鍋委員は、括弧書きの中に〇〇と入っているから、〇〇だからクリアとしたんですが、私は、〇〇に貸した場合が対象であって、そこからまた次に行ったときは……。

○真鍋委員 〇〇に貸して、〇〇は今度は利用させるだけじゃないですか。だから、これが間違っている。〇〇が借りて又貸しにする「借入」と書いてあるからおかしいんです。だから、〇〇が借りて、〇〇が管理し、人に利用させる、体験させるんだったらいい訳でしょう。その整合がついていないからこんな混乱になっている。

○高橋（良）委員 言葉尻になってしまうかもしれないけれども、この契約書が間違っているんだったら、間違っているところを正してやらないと、このままオーケーは出せないという話になってしまうんじゃないですか。

○真鍋委員 だからそれを確認したい。

○高橋（良）委員 逆に、それを条件にして、ここを直しますということを明確にして、これでいいですかというのならまだ話は分かります。このままやったんじゃ多分だめなんじゃないですか。間違ったままオーケーを出すというのはできないと思います。

○事務局 委員の御指摘のとおり、この「借入者」という表現は「利用者」という表現の間違いです。ですので、これの訂正を条件にこの場で了承するという事で、また改めて事務局で確認させていただきたいと思います。

○岡本委員 先程の事務局の方のご説明の中では、1の(2)の「都市住民」の解釈が農水省の方では法人という解釈でいいよというお墨つきじゃないですけども、拡大解釈を許可いただいたというお話ですよね。だからここは、あくまでも都市住民というところは法人と読んでいいよと、法人社員の方々が利用するのを拡大解釈として認めましょうというお話が1つ、今回、ここの農業委員会の中で確認させていただいたことで、そこは正す必要もなく、そういう意味を皆さんが理解するという事でよろしい訳ですよね。〇〇というのは、それはそれでもともとあることであって、都市住民の解釈そのものは法人の社員

を対象とするということが先程の説明であった。

今、真鍋委員がおっしゃっている、契約書の方の「農園借入者」については、農園利用者が法人というところを整合性がとれる解釈の仕方になっているということによろしかった訳ですよ。

○事務局 その表現が「借入者」ということになってしまうと、言葉尻になってしまうんですけども、そうすると又貸しという話になってしまうので、その表現は訂正させていただいてというところになります。ここが結果的に見落とししていたところなんですけれども、ここは利用者です。

○岡本委員 先程の1の(2)に都市住民についての拡大解釈があったことは、どこにも表現としては載せないで、逆にこちらは、契約の方で利用者を法人としているところの裏づけとして拡大解釈があったんですという先程のご説明と捉えればいいということでもいいですか。

○事務局 そこは農水省の意見ということになってしまうんですけども、その裏をとっている中で、都市住民と書かれているんですけども、そこは、繰り返しになるんですけども、法人も社員もそこに意味合いとして含まれる、ここは要件に該当するということで、認定要件としては合っていると解釈をしています。

○岡本委員 分かりました。

○高橋会長 それでは、このお話、先程来からいわゆる借入者を利用者に直すという話ということで、これは直してから審議し直すのか、ここで決をとっていいのか、どうしますか。

○真鍋委員 今、事務局は、直すことを条件で審議をと提案していました。それを今、菅沼委員が疑義を入れているから、そこを解決さえすればできる。

○菅沼委員 そんなことをここで決議して直せなんて言うことができるの。

○高橋会長 基本的には、農業委員会というのは農地を残すために審議するので、できた法律というのは農地を残すために作ってくれた法律なんです。それを変に拡大解釈したり曲げて考えてしまうと余りいいことはないと思いますので、その辺はもう1度考えていただきたいと思うんです。今審議しようとしているのは、直すとか直さないとかというよりも、借り手がどうなのかなんです。

○事務局 借入者ではなくて、もともと利用者の間違いです。表記の間違いです。ですので、間違いということで、その上でここで審議して了承していただければと思います。

○高橋会長 間違いだということなので、それを認識の上で。

○高橋（良）委員 その前に、判ことかは同じでできるんですか。また新しくとる訳ですか。

○真鍋委員 これは事業計画が正しいかどうかということで、契約書ではないんです。事業計画書なんです。改めることを条件にこの計画を認めますということでしょう。それは全然問題ないじゃないですか。これは別に契約書ではなくて事業計画書だから、計画書の中に明らかな疑義があったので、そのことは農業委員会としてきちっと正すべきは正した。その正すことを条件に、その上でこの中身については認めるでいいじゃないですか。問題ないと思います。

○高橋会長 真鍋委員が言われたように、もちろん、事務長がさっき言われたとおりで、正すことを条件にということで決をとりたいと思います。

○菅沼委員 正すということを前提にということですね。

○山崎（節）委員 契約が8月1日ということなんですが、これは絶対的な話なんですか。1カ月おくらせることはできないということなんですか。できれば、直したもので、改めて8月の総会で決をとるという方法でいけば、皆さんもすっきりするんじゃないでしょうか。

○菅沼委員 会長の決のとり方は、今直すという前提でやりたい、諮りたいという理解でよろしいでしょうか。

○高橋会長 直すという前提で採決したいと思います。

○山崎（節）委員 分かりました。

○高橋会長 採決させていただきます。

事業計画の決定に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。ほとんど賛成のようですので、事業計画の決定をしたいと思います。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてを上程いたします。

3件ありますので順に審議いたします。1件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、資料に入らせていただく前に、こちらの資料No.5-1からNo.5-3の案件につきましては、全て農地を所有していない法人等が農地所有者から農地を借り受け

て市民農園を開設するという形の案件ということでお聞きいただければと思います。

それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく特定都市農地貸付の承認申請について。

(事務局より、申請地、申請内容などについて説明)

なお、本件対象農地につきましても、生産緑地ではありますが、納税猶予は受けていないことを補足させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました三田浩司委員、再び結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 これは1件1件やっていく訳ですね。

○高橋会長 もう2件あるのですが、1件は渡邊委員のご担当なので、済みません。

○三田委員 7月17日に事務局の方2名と現地を視察して、借受人が立ち会いという形になりました。まず、全体的なんですけれども、ここは以前からそうなんですけれども、体験農園としてこういう市民農園として貸し出していたところなんです。それは区画をやはり6㎡、8㎡で、この次の畑の件も同じなんですけれども、もともと体験農園ということで○さん自身がその体験農園を貸しているという形でした。その手伝いを借受人がやっているという形で運営されていたところなんです。事務局、もし間違っていたら訂正して下さい。そういう形でやってきた畑で、今回、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴って、これを貸付農地にしようという話になっています。

まず、基本的にチェックシートに従って、見てきたことを申し上げたいと思うんです。市民農園として貸し付けるものとして適切な位置、規模にあるかどうかということについてなんですけれども、6㎡ないし8㎡という区画になっておりまして、これ自身は体験農園なんですけれども、これから市民農園として自由に自分の好きなものを作ってよいという形にした場合も、まず、普通の区民農園に引けをとらない、妥当な広さだという実感があります。それがここにありますように、ある意味きちっととやっていますので、1人当たりの規模は足りない規模ではなくて十分なものを提供していると思われました。位置的には、駅からは○分くらい歩かなくてはいけないことになるんですけれども、特段遠いという訳ではなくて、周辺の方は自転車等で来るような形があって、その自転車の置き場所は、今までの体験農園の場合にはその端の方に入れるように指導されている形になって、それを踏襲するようです。位置と規模に関して言うと、妥当であると考えています。

それから、募集に関して言うと、そもそもインターネットの上にそれを公開していると

ということもありまして、そのほか、実際に見ましたけれども、チラシとかを使って広く募集しているという形になっていって、利用者に関して、特定の者しかやっていないということではなくて、広く開かれている形になっていると思います。実際には、その運用上は年間〇割ぐらいの人が入れかわるような形になると。それはなぜかという、子どもがいるときに農業体験をさせたいという形で小さい区画の畑を借りるというケースが多く、その人たちが、ある程度お子さんが大きくなると、今度はそれはやめてというような形で違次のファミリーに移っていくという感じの新陳代謝が今まではずっと回ってきていた形で、実態としては、今までは人がずっと使いつ放しになるということとはほぼなく、長い人で10年ぐらいというのが実態であるという説明を受けました。ということで、第2号については該当するのではないかという印象を持ちました。

それから第3号、条件等が不当でないこと、指導員の配置、それから、貸付人が申請農地の権利を有していることについては、先程事務局から説明がありましたように、この条文を見る限りは、それは適切な条件を満たしていると考えられます。

第4号は、申請農地が小作地でないことは、これも調べて、小作地ではありません。

以上で、このチェックシートに基づいて考えると、これは承認相当のもの、該当していると考えられます。

今までいろいろ問題になっているところが実態的にはどうなのかなというところは、図面としては、上から見た8ページ、9ページに実際の農園の写真が出ています。すごくきれいに全体的に畑は管理されているんですけども、ここは納税猶予地ではないんですけども、くみ取り式の仮設トイレと農機具小屋が置いてあって、外には自転車を置かないで下さいという表示で、この辺の空きスペースのところに自転車を入れてくる人もいるし、自転車でなくて歩きで来る人もいる、そんなような感じになっているのが実態です。このほかの、この敷地全体にはこんもりしているところがあるんですけども、ここも貸付人の土地で、これは自分で耕作しているというところです。農地として、生産緑地として利用しているという形で、もう少しやってほしいところはあるんですが。

私からは以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

事務局から補足説明とかはありますか。

○事務局 特にはありません。

○高橋会長 では、この件についてご意見ございますか。

意見がなければ採決をさせていただきます。

特定農地貸付に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、申請を承認することにいたします。

次に、2件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく特定都市農地貸付の承認申請について。

(事務局より、申請地、申請内容などについて説明)

なお、本件対象農地につきましても、生産緑地ではありますが、納税猶予は受けていないことを補足させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 調査されました三田委員、よろしく願います。

○三田委員 それでは、簡単に説明します。

同じ日に私がまた行ってまいりました。これは先程のところとはちょっと違って、住宅のど真ん中にあるような感じですが、この細長いところを生産緑地にしたので、今までが体験農園にしていたところを、今度はこういうような貸し農園にするという形になったものだと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。それでは、ないようですので採決させていただきます。

特定都市農地貸付に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、申請を承認することといたします。

では、3件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-3をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく特定都市農地貸付の承認申請について。

(事務局より、申請地、申請内容などについて説明)

なお、本件の農地につきましても、生産緑地ではありますが、納税猶予を受けていないことを補足させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました渡邊武彦委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 7月17日に事務局2名と借受人に立ち会っていただきまして調査を行いました。当該地というのは、借受人が事務のサポートを行って、貸付人の指導のもとで利用者が一連の農業体験を行ったという、そういった民間型の体験農園、これを今まで行っているということなんです。現時点では、貸付人である〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんが農業経営を行っており、肥培管理については〇〇さんファミリーで行っているということで、概ね良好でありました。今、三田委員から2件ありましたので、同じような状況なんですけれども、ここの図面を見ていただきまして、上のちょっと三角になったところが、水洗い場とか農機具の小屋です。その空きスペースが恐らく今、駐輪場と休憩場所です。それから、車で来た場合には、こちらもやはり住宅街の中なんですけれども、駅近辺のコインパーキングを、ここまで来た場合には利用されているんじゃないかと思います。あと、トイレにつきましても、公園がすぐ近隣にあるんですけれども、トイレのない公園なものですから、近くのコンビニを恐らく使用されているのが実情じゃないかと思います。

この調査書に基づいて、三田委員がおっしゃられた内容とほとんど一緒になりますので、重複しましたら申し訳ございません。第1号から第4号に該当すれば、該当事項があり、有無で「有」の場合には問題ないということなんですけれども、第1号の部分に要件が書いてございますけれども、これにつきましては、申請農地は周辺の農業の利用に影響を及ぼすものではないという、住宅街ですけれども、特に適切な状況だと思います。また、現在、民間型の体験農園を運営しておりますので、規模も妥当であり、要件を満たしていると思われまますので、これは「有」になると思います。

第2号の募集及び選考要件は、先程おっしゃられた内容と同じなんですけれども、飛ばしましたけれども、貸付規程の第5条から第7条によって、インターネット等で募集しておりまして、申し込みをした者の中から先着順に選考を行っている。これにつきましても、要件を満たしているということで「有」の方だと思います。

第3号議案、ここは法の第3条第2項云々ございますけれども、これは国の方が実施しているものですから、それに基づきますと、貸付規程の第4条、第8条、第9条、それと、定められました別表、これらの内容がこの第3号に該当して、要件を満たしているという

ことで、これも「有」だと思います。

最後の第4号の要件につきましては、小作地ではありませんので「有」ということで、以上で問題はないと思われま

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、ないようですので採決させていただきます。

特定都市農地貸付に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、申請を承認することといたします。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを上程いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、資料に入らせていただく前に、こちらの案件につきましては、農地所有者みずからが市民農園を開設するという形での案件ということでお聞きいただければと思います。先程の貸借に関するリーフレットでいいますと、4ページにあります下の方の図の例2、生産緑地所有者が市民農園を開設する場合の手続きに該当するものでございます。

それでは、お手元の資料No.6をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請地、申請内容などについて説明)

なお、本件対象の農地につきましては、生産緑地ではありますが、納税猶予は受けておりません。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました上野委員の報告をお願いいたします。

○上野委員 7月19日に申請者である〇〇さん立ち会いのもと、事務局2名と調査しました。当該申請地は、現在所有者である〇〇さんの所有する生産緑地で、納税猶予は受けておりません。この土地は現在、〇〇さん、〇〇さん、そして〇〇さんの3人で耕作しております。今回の申請の件ですけれども、この農園で貸し出すのは全体の一部です。かなり広い土地なので、その中の一部を貸すということでした。そして、先程の各条項に該当するかについてのご報告をします。

まず、第3条第3項第1号要件につきましては、申請地は周辺の農業の利用に影響を及ぼすものではない、これは、申請したところが〇〇さんの生産緑地の中です。中にあって、しかも面しているのは都道で、要は、この申請地と隣接するほかの営農者の農地はありません。そのために、第1号については、農地にしても、道を挟んで反対側のところ。次は、今回はこの28区画で1人当たり貸し出す面積は、約20㎡です。規模的にも非常に適当だと思います。

それと、特に今回の場合は、その28区画を特定の人に貸すのではなく、先程事務局からの報告もあったように、業者を使ってポスティング。基本的には、開設者である〇〇さんの話だと、近隣ですけれども広くはないみたいです。というのは、今回の条件の中にこういうのがありました。申し込みの中に、自動車で来る人はお断りすると。それは実際、自動車の条件が入ったときは初めから断ると。公道、都に面した部分ですから、少しだけ幅を、ただしこれは生産緑地ですから、一応アグリシートを敷いて、そこに自転車で来られた方は自転車を駐輪させると言っていました。業者が各家庭のポストにチラシ、まず基本的には車ではなく自転車で通える方、そこを前提に考えているみたいです。

あと、この中にありますように、簡易な物置みたいな小さなものを置いて、そこに予定では10本ぐらくわを置いておくと言っていました。28区画ですから、いつも28区画に同時に来ている訳じゃないですよ。来た方が道具を持ってこなくてもいいように、最低限必要なものは置いておく。ですから、使う方は、種とか肥料なんかはご自身で自転車の後ろに積んで持ってきてもらわないと困りますけれども、そういう形で、基本的には自転車で来られる方が条件。大きなくわとか主要なものは貸します、ただ、ほかのものはご自身で持ってきて下さいという説明でした。

〇〇さん自体は、その周りはまだ自分が耕作していますから、基本的には、常に教えるんじゃない、もしも市民農園の方から教えてくれと言われたら、自分の足をとめて教えるとは言っていました。今は〇〇さんは毎日やっていますから、基本的にはやりながら見ているという感じです。周りは〇〇さんの生産緑地ですから、作業しながら、そのかわり、貸した以上は聞かれたら教えると言っていました。

もう1点は、この土地については、〇〇さんのご家族が常にやっているところを見えますし、あと、ご自身にも直接伺いました。小作関係は間違いなくないと思います。ですから、今回の第1号からのこの要件は全て満たしていると思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

特定都市農地の貸付に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。賛成多数なので、特定都市農地の貸付の申請を承認することといたします。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

ちょっと休憩しますか。では、5分まで。

午後4時58分休憩

午後5時4分再開

○高橋会長 再開いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。資料はNo.7-1からNo.7-3の3件ございます。これらにつきましては、前回6月28日に開催されました第23回農業委員会総会にて主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の7月1日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたのですが、買い取り申し出はなしという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

では、お手元の資料No.7-1をご覧ください。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

続きまして、資料No.7-2に移らせていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

続きまして、資料No.7-3に移らせていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 では、質問がありましたらお願いいたします。

○高橋(良)委員 私も覚えていないんですけども、No.7-1のところなんですけれども、
○○㎡のところは、たまたま残りがあったということでしたか。すごく中途半端な面積なので。

○事務局 No.7-1とNo.7-2が近くの筆のところでした、続きではないですけども、すごく近くにありまして、その部分が残っていたという。前回、議題に上げたときには、それはセットでのご報告という形でしたので、今回についてはそれを分けてのあっせん依頼ということなので、分かりにくいかもしれませんが。

○高橋(良)委員 分けてあるけれども、一緒に売買されるという話なんですか。

○事務局 そうです。

○高橋(良)委員 分かりました。一緒ということですね。

○高橋会長 ほかにございますか。よろしいですか。ないようですので、この件は終了いたします。

次は、(2)の東京都市計画生産緑地の変更についてですが、冒頭に事務局から説明がありましたとおり、議事の最後に協議しますので、飛ばします。

次に、(3)の令和元年9月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 お手元の資料No.9、令和元年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

今回の総会開催日時につきましては、8月28日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

9月の開催日時につきましては、9月30日月曜日午後3時から。会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室の予定となっております。

以上でございます。

○高橋会長 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 9月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 では、原案のとおりといたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)ら(4)について、事務局から報告願います。

○事務局 それではまず、お手元の資料No. 10をご覧くださいと思います。お手元の資料につきましては、令和元年農家基本調査提出のお願いということでご説明させていただきます。

まず、世田谷区農業委員会におきましては、毎年8月1日現在で区内の農業者の方々の状況を把握する農家基本調査を実施しております。利用目的につきましては、1ページ目の四角で囲われた1、農家基本調査の主な利用目的にあります3点を主な目的としてございまして、調査対象としましては、世田谷区内に在住し、経営農地面積が10a、1反以上ある農家、または生産緑地に指定されている農地を保有している農家が対象となります。このあたりの部分は毎年変更ございませんが、今回につきましては、東京都農業会議からの依頼を受けまして、農地の貸借に関するアンケート用紙及びその説明文を同封させていただいております。その他の送付物につきましては、裏面の四角で囲われた4、送付物の①から⑤まででございます。②の調査票、薄い黄色の用紙になりますが、こちらにつきましては、昨年ご提出いただきました内容をあらかじめ印刷しております。変更や訂正がある場合に朱書きで訂正の上提出いただく点につきましては、例年同様でございます。調査票の発送につきましては、今週中に区内在住の農家さんのお手元に届く予定で準備を進めてございます。提出期限につきましては約1カ月の期間を持たせていただき、9月2日月曜日までに同封の返信用封筒にてご返送をお願いしております。なお、農家基本調査の結果につきましては、集計ができ次第、世田谷区農業委員会のホームページに統計として掲載予定でございます。

資料No. 10の説明は以上でございます。

続きまして、資料No. 11に移らせていただきます。

ふれあい農園「ブドウもぎとり」の開催についてのご案内でございます。今回につきましては、田中ブドウ園ほか9農園にて開催されます。開園日、料金、販売方法、問い合わせ先等につきましては資料のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、8月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページでご案内させていただきます。

続きまして、裏面に移らせていただきます。ふれあい農園「リンゴ・ナシのもぎとり」の開催についてのご案内でございます。こちらは千歳台にあります内海果樹園で開催されます。開園日時、料金、販売方法、問い合わせ先等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、ふれあい農園「ブルーんつみとり」の開催についてのご案内でございます。こちらは上用賀の森田農園ほか1園にて開催されます。開園日時、料金、販売方法、問合わせ先等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、ふれあい農園「栗ひろい」の開催についてのご案内でございます。こちらは千歳台の島田果樹園にて開催されます。開園日時、料金、申込方法等につきましては記載のとおりでございます。なお、「リンゴ・ナシのもぎとり」、「ブルーんつみとり」、「栗ひろい」の周知方法につきましても、8月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただきます。

ふれあい農園のご案内については以上でございます。

続きまして、資料No. 12に移らせていただきます。令和元年度「農作業体験塾（秋）」の開催についてのご案内でございます。

こちらは南烏山にあります高橋農園ほか3園にて開催されます。生産種別、開催日時、人数、参加費、対象、申込方法につきましては記載のとおりでございます。こちらもふれあい農園と同様、8月1日号の「区のおしらせ」、区のホームページにて周知をさせていただきます。

続きまして、資料No. 13に移らせていただきます。毎月報告させていただいております都内産農畜産物の放射性物質検査の結果の報告でございます。両面の資料で3ページございます。今回につきましては、6月27日、7月4日の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物は対象となっておりませんので、参考程度にとどめていただければと思います。

以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

次第7、その他の事項に入ります。

○事務局 それでは、その他の事項、(1)の議席替えについて、資料につきましては資料No. 14をご覧ください。総会時の議席替えについてでございます。

世田谷区農業委員会総会の座席につきましては、昨年8月の総会から今月までの1年間、この席の配置にて農業委員の皆様にご審議等いただいていたところでございますが、慣例により、農業者の農業委員15名の皆様におきましては1年ごとに席替えを行わせていただ

いております。次回8月の総会からの席次につきまして、この場でくじにより決めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(くじ引きの実施、新しい座席の決定)

座席表にお名前を入れたものを来月の総会の案内通知に同封させていただきますので、そちらの方でもご確認をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料No. 15に移らせていただきます。農業委員会親睦会の会計についての報告及び徴収のお願いでございます。

(会計報告)

○高橋会長 最後になりますが、次第5、協議事項の(2)東京都市計画生産緑地地区の変更についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 8、東京都市計画生産緑地地区の変更についての件に関しまして、生産緑地の追加指定及び指定解除の件で農業委員の皆様と協議をお願いしたく、本日は関係人として、世田谷区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員にお越しいただきましたので、ご紹介させていただきます。

(都市計画課職員紹介)

○事務局 世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言につきまして、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いいたします。

○高橋会長 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員2名の出席と発言をすることにご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、出席と発言を許可いたします。

それでは、都市計画課長より、協議事項(2)の東京都市計画生産緑地地区の変更についての説明をお願いいたします。

○都市計画課長 出席と発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

(都市計画課長から説明)

都市計画変更追加区域についてのご説明は以上になります。

最後に、2ページにお戻りいただけますでしょうか。4の今後の予定でございます。令和元年8月21日に世田谷区都市計画審議会へ報告をした後、都市計画案の公告、公衆への

縦覧を予定してございます。その後、都市計画審議会への諮問を経て、11月中旬ごろに都市計画の決定・告示を予定してございます。

生産緑地の都市計画変更の内容に関する説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

何かご意見がございましたらお願いいたします。

○高橋（良）委員 生産緑地の要件が500㎡から300㎡に変わりましたよね。今、この中では多分違う要件で追加になっていると思うんですけども、単独で例えば500㎡から300㎡の間で生産緑地を申請されているところは出てきていますか。まだ出てきていないですか。

○都市計画課長 実は29年10月に改正されまして、昨年度、この都市計画変更のときには500㎡未満で300㎡以上のものが5件で、合計2020㎡指定されております。今年度は1件のみです。

以上です。

○高橋会長 よろしいですか。ほかにご質問はありますか。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 では、意見がないようですので、本案のとおり進めることを承認するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、承認することといたします。

○事務局 今の件に関連しまして、先月の総会でもありました、委員からご質問がありました特定生産緑地への指定申請に伴う農業委員の皆様へのかかわり方についてご説明をさせていただきますと思います。

（事務局より説明）

説明は以上になります。

○高橋会長 この件について質問はございますか。

○高橋（良）委員 とりあえず今の話だと、特定生産緑地の申請が上がってきたものに関して、農業委員がそれを見に行くということはないと判断していい訳ですか。

○事務局 全件は見に行く必要はありません。

○高橋（良）委員 ただ、今言ったように、肥培管理がきちんとされていない場合は、事務局と都市計画課が見に行った後に、担当の農業委員と一緒にまた見に行くという形をとるということでいいんですか。

○事務局 はい。

○高橋会長 それでは、今後の手続を進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

都市計画課の皆さん、大変ご苦労さまでございました。退室いただいて結構でございます。

〔都市計画課職員 退室〕

○高橋会長 以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。もう少しお時間をいただければと思っています。

〇〇の市民農園の件について、事務局から報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○事務局 では、〇〇の市民農園の経過についてご説明をさせていただきます。前回の総会のときでは、税務署の見解について示されていなかったというところと、農水省とのヒアリングの前ということでしたので、その後の結果について皆様にお知らせしたいと思ひます。

まず、税務署からの見解につきまして、管轄税務署に伺ったところ、〇〇の農園については、個別具体的な事例として判断した結果、農業用施設として不可欠であり、簡易トイレなので認められるという回答でございました。他の農園や今後についての統一的な見解を求めたところ、税務署としては、個々の案件についてその都度個別に判断するとの回答でございまして、統一的な見解を出していただくことはできなかつたところでございます。

農家さんへの対応につきましては、納税猶予の問題が農業委員会に決定権がなく、最終的には税務署判断となることから、これからもこれまでと同様に確定になる可能性があるということで助言をしていくことになろうと、今の税務署からの見解を聞いて事務局としては考えております。農水省とのヒアリングの結果につきまして、納税猶予の問題については、農水省として決定権がないため明言はできませんというお答えでございました。ただ、本件のような疑問点が現場の声として上がっていることを農水省として受けとめ、税務当局には統一的な見解を示すように引き続き働きかけをしていくというところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

何かご質問とかご意見がございましたらお願ひいたします。

○高橋（良）委員 今の話だと、この〇〇の物件に関しては、トイレも洗い場とか農機具小屋も全部オーケーという判断ということですか。

○事務局 まずは、トイレについてはオーケーです、他のものはどうなのかは今後また回答するということになります。

○高橋（良）委員 まだ出ていないということですか。

○事務局 まだそこは出ていません。

○高橋（良）委員 ただ、今まででいったら、トイレは完全に農地じゃなくて、そういうのを考えていくと、これからみんなにはどうやって言っていけばいいのかという話になってくると思うんだけど、これからはトイレを作ってもオーケーなのかという話になってしまう訳ですよ。

○事務局 そこについては、今後の統一的な見解を求めたんですけども、個別具体的に判断するという事なので、そのあたりの明確なお答えがいただけなかった。

○高橋（良）委員 でも、1つの判例みたいなものじゃないですか。あそこでオーケーを出しておいて何でここはだめなんだという話になってしまう。一応オーケーという話ですものね。

○事務局 そこについてはそうです。該当の農家の方が実際にトイレを置いていいんですかというところを税務署に聞いていただいて、よいのか悪いのかを判断していただく。

○真鍋委員 今のは管轄税務署の口頭でのお返事だったんですか。

○事務局 はい。

○真鍋委員 一番最初に農業用施設として不可欠であるとか、何だか枕言葉が入っていましたよね。

○事務局 農業用施設として不可欠なものという。

○真鍋委員 今聞いてトイレの事のみを指しているとだんだん分かったけれども、農業用施設に不可欠なものは結構あると思うのですが、そういうことですね。はい、分かりました。

○真鍋委員 引き続き、統一見解を。

○山崎（節）委員 そういう回答が一番問題になるのは、今回、たくさんの方が使うという観点でそういう話なので、個々の農家の方々がそれを許されるかどうか個別に対応されるというのは一番困ることだと思います。ですから、これから上部組織を通じて、やはり統一的な基準を設けていただくということを今後も引き続いて要請していくということ

が重要ではないかと思えます。

○高橋会長 そうですね。これは意見として出していかなければいけないと思えます。

○事務局 その件に関しては、委員のおっしゃるとおり、引き続きこちらからも粘り強く働きかけていきたいと考えています。ただ、いかんせん、納税猶予の件に関しましては、最終的な判断は税務署、税務局になりますので、今後も、税務局の見解としても、おのおの個別判断という形でお願いしますというお話をいただいたところでございます。

○高橋会長 ほかにございますか。

○事務局 再度のご案内になるんですが、7月31日の研修について再度ご案内させていただきたいと思えます。場所については、会場は葛飾区の亀有地区センターホール、リリオ館という建物の7階でございます。所在地等は、葛飾区亀有3-26-1のリリオ館7階。こちらは以前、ペーパーとしてはご案内しているところではございますが、7月31日水曜日午後2時から5時、会場の準備の都合上、ご来場は午後1時30分以降にお願いしますという向こうからの説明がございました。再度確認ということでアナウンスさせていただきました。

以上になります。

○高橋会長 よろしいですか。それでは、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

結びに、宍戸会長職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後5時49分閉会